

(別紙)

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 新旧対照表

変更前	変更後
<p>(様式第2-6号) <u>【新設】</u></p> <p>多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>ア 基本的考え方</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 「加算単価」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 下記イの(イ), (ウ)及び(エ)に示した「加算単価1」, 「加算単価2」及び「加算単価3」とする。・ 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が, 事業計画に定める活動期間中に, 農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選定し, 1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が, 事業計画に定めた活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目(ただし, <u>広報活動</u>を除く。)から2活動項目以上選択して取り組む場合に, 当該活動期間中に限り加算できる交付単価は, 次に掲げる加算単価1(多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援)に定めるとおりとする。・ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける対象組織にあつて, 次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に, 当該活動期間中に限り加算単価1(多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援)に更に加算できる交付単価は次に掲げる加算単価2(農村協働力の深化に向けた活動への支援)の定めのとおりとする。<ul style="list-style-type: none">(a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め, かつ, 当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合(b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め, かつ, 役員に女性が2名以上選任されている場合で, 当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合・ 事業計画に定める活動期間中に, 次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は, 次に掲げる加算単価3(水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動への支援)に定めるとおりとする。<ul style="list-style-type: none">(a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において, 田の雨水貯留機能の強化を目的として, 大雨時の水田からの排水を調整するため, 水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする)(b) 広域活動組織にあつては, 当該活動を実施する集落ごとに, 資源向上支払(共同)の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において, 田の雨水貯留機能の強化を目的として, 大雨時の水田からの排水を調整するため, 水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする)	<p>(様式第2-6号) <u>【都道府県から国に提出するもの】</u></p> <p style="text-align: right;"><u>農林水産省様式</u></p> <p>多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>ア 基本的考え方</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 「加算単価」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 下記イの(イ), (ウ)及び(エ)に示した「加算単価1」, 「加算単価2」及び「加算単価3」とする。・ 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が, 事業計画に定める活動期間中に, 農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選定し, 1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が, 事業計画に定めた活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目(ただし, <u>広報活動・農的関係人口の拡大</u>を除く。)から2活動項目以上選択して取り組む場合に, 当該活動期間中に限り加算できる交付単価は, 次に掲げる加算単価1(多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援)に定めるとおりとする。・ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける対象組織にあつて, 次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に, 当該活動期間中に限り加算単価1(多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援)に更に加算できる交付単価は次に掲げる加算単価2(農村協働力の深化に向けた活動への支援)の定めのとおりとする。<ul style="list-style-type: none">(a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め, かつ, 当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合(b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め, かつ, 役員に女性が2名以上選任されている場合で, 当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合・ 事業計画に定める活動期間中に, 次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は, 次に掲げる加算単価3(水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動への支援)に定めるとおりとする。<ul style="list-style-type: none">(a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において, 田の雨水貯留機能の強化を目的として, 大雨時の水田からの排水を調整するため, 水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする)(b) 広域活動組織にあつては, 当該活動を実施する集落ごとに, 資源向上支払(共同)の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において, 田の雨水貯留機能の強化を目的として, 大雨時の水田からの排水を調整するため, 水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする)

変更前	変更後
イ (略) (3) (略) (4) (略) 4・5・6 (略) 【参考添付資料】 (略) イ (略)	イ (略) (3) (略) (4) (略) 4・5・6 (略) 【参考添付資料】 (略) イ (略)

(別紙)

(別紙2) 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件 (資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動)) 新旧対照表

変更前			変更後																													
第1	地域活動指針及び同指針に基づく要件		第1	地域活動指針及び同指針に基づく要件																												
1	(略)		1	(略)																												
2	(略)		2	(略)																												
3	多面的機能の増進を図る活動		3	多面的機能の増進を図る活動																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">多面的機能の増進を図る活動</td> <td>52 遊休農地の有効活用</td> <td rowspan="8">任意の実施とし, 実施する場合は, 活動項目を選択した上で, 毎年度実施するとともに, 広報活動を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</td> </tr> <tr> <td>54 地域住民による直営施工</td> </tr> <tr> <td>55 防災・減災力の強化</td> </tr> <tr> <td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td> </tr> <tr> <td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td> </tr> <tr> <td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td> </tr> <tr> <td>59 知事, 市町村長が特に認める活動</td> </tr> <tr> <td>60 広報活動</td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	活動項目	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし, 実施する場合は, 活動項目を選択した上で, 毎年度実施するとともに, 広報活動 を毎年度実施する。	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	59 知事, 市町村長が特に認める活動	60 広報活動			<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">多面的機能の増進を図る活動</td> <td>52 遊休農地の有効活用</td> <td rowspan="8">任意の実施とし, 実施する場合は, 活動項目を選択した上で, 毎年度実施するとともに, 広報活動・農的関係人口の拡大を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</td> </tr> <tr> <td>54 地域住民による直営施工</td> </tr> <tr> <td>55 防災・減災力の強化</td> </tr> <tr> <td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td> </tr> <tr> <td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td> </tr> <tr> <td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td> </tr> <tr> <td>59 知事, 市町村長が特に認める活動</td> </tr> <tr> <td>60 広報活動・農的関係人口の拡大</td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	活動項目	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし, 実施する場合は, 活動項目を選択した上で, 毎年度実施するとともに, 広報活動・農的関係人口の拡大 を毎年度実施する。	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	59 知事, 市町村長が特に認める活動	60 広報活動・農的関係人口の拡大
活動区分	活動項目	活動要件																														
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし, 実施する場合は, 活動項目を選択した上で, 毎年度実施するとともに, 広報活動 を毎年度実施する。																														
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化																															
	54 地域住民による直営施工																															
	55 防災・減災力の強化																															
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																															
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																															
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																															
	59 知事, 市町村長が特に認める活動																															
60 広報活動																																
活動区分	活動項目	活動要件																														
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし, 実施する場合は, 活動項目を選択した上で, 毎年度実施するとともに, 広報活動・農的関係人口の拡大 を毎年度実施する。																														
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化																															
	54 地域住民による直営施工																															
	55 防災・減災力の強化																															
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																															
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																															
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																															
	59 知事, 市町村長が特に認める活動																															
60 広報活動・農的関係人口の拡大																																
第2	活動の説明		第2	活動の説明																												
1	(略)		1	(略)																												
2	(略)		2	(略)																												
3	多面的機能の増進を図る活動		3	多面的機能の増進を図る活動																												
	<p>52 遊休農地の有効活用 (略)</p> <p>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 (略)</p> <p>54 地域住民による直営施工 (略)</p> <p>55 防災・減災力の強化 (略)</p> <p>56 農村環境保全活動の幅広い展開 (略)</p> <p>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 (略)</p> <p>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 (略)</p> <p>59 知事, 市町村長が特に認める活動 (略)</p> <p>60 広報活動</p> <p>・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために, パンフレット, 機関誌等の作成・頒布, 看板の設置, インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</p>			<p>52 遊休農地の有効活用 (略)</p> <p>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 (略)</p> <p>54 地域住民による直営施工 (略)</p> <p>55 防災・減災力の強化 (略)</p> <p>56 農村環境保全活動の幅広い展開 (略)</p> <p>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 (略)</p> <p>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 (略)</p> <p>59 知事, 市町村長が特に認める活動 (略)</p> <p>60 広報活動・農的関係人口の拡大</p> <p>・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のために, パンフレット, 機関誌等の作成・頒布, 看板の設置, インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</p>																												
4	(略)		4	(略)																												